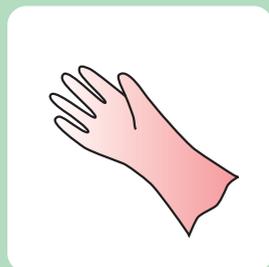
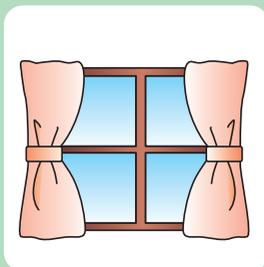
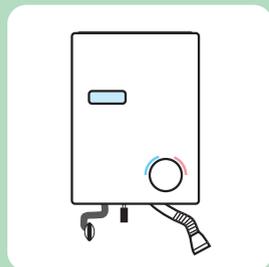
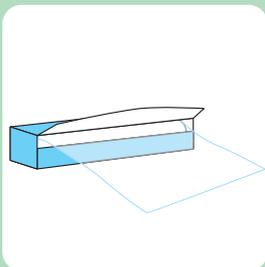


# 東京都消費生活条例に基づく品質表示

## (家庭用品)



# はじめに

東京都消費生活条例は、6つの消費者の権利を掲げ、その権利確立のための施策を規定しています。

条例が掲げる「消費者の権利」の1つに「消費生活において、商品又はサービスを適切に選択し、適正に使用又は利用するため、適正な表示を行わせる権利」があります。

現在、私達消費者の周りには、いろいろな商品が豊富に出回っています。

多くの商品の中から、自分の望むものを適切に選択し、購入・利用するためには、正しい、十分な情報（表示）が必要です。

そこで東京都は、東京都消費生活条例に基づき、食品の品質表示、家庭用品の品質表示、サービス内容の表示、自動販売機により販売される商品等の表示、品質等の保証表示及び単位価格表示に関して規定を設け、事業者に義務付けています。

この小冊子は、東京都が指定する家庭用品9品目の品質表示の規定についてまとめたものです。

都民のみなさんが、健全な消費生活を営む一助となれば幸いです。

## 品質表示の意義

- ① 商品・サービスを正しく識別できる。
- ② 商品・サービス相互間の比較評価ができる。
- ③ 商品・サービスを適正・有効に使用できる。
- ④ 商品・サービスの安全性の判断に役立つ。
- ⑤ 事業者の責任が明確になる。

# 目次

東京都消費生活条例と家庭用品の品質表示	… 2
---------------------	-----

## 【対象品目】

1 ラップ（食品包装用ラップフィルム）	昭和52年 4月19日施行 … 4
2 注文衣料	昭和52年 4月19日施行 … 6
3 ガス瞬間湯沸器	昭和52年 4月19日施行 … 8
4 歯みがき	昭和54年 5月 1日施行 … 9
5 注文カーテン	昭和54年 5月 1日施行 …12
6 防虫剤	昭和56年11月 1日施行 …14
7 使いすてカイロ	昭和57年 4月 1日施行 …17
8 冷蔵庫用脱臭・消臭剤	昭和61年 2月 1日施行 …22
9 家庭用ゴム・ビニール手袋	平成元年12月 1日施行 …24

※ 施行年月日については、指定品目となった当初の施行日を記載。

## ●巻末資料

- ・ 原料樹脂の種類と原料樹脂の種類を示す用語（合成樹脂加工品品質表示規程より）…28
- ・ 繊維の名称を示す用語（繊維製品品質表示規程より）…29
- ・ 家庭洗濯等取扱方法（日本工業規格(注) L 0001より）…30
- ・ 東京都消費生活条例（抜粋）…34

（注）日本工業規格は2019年7月1日から日本産業規格に各称が変更になります。

# 東京都消費生活条例と家庭用品の品質表示

## 1 商品の指定

家庭用品の品質表示に関しては、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性の高い93品目（平成31年3月現在）が、「品質表示の必要な家庭用品」として家庭用品品質表示法により指定され、表示すべき事項と表示に際して遵守すべき事項が定められています。

東京都では、同法で規制のない9品目について、東京都消費生活条例に基づき、消費者参加のもとに品質表示の基準を作り、事業者に基づいた表示をするよう義務付けています。

## 2 表示すべき事項と表示方法

指定された商品ごとに、成分、用途、取扱上の注意など表示すべき事項と、表示する上で守らなければならない事項が定められています。

※ 対象品目の中には、合成樹脂加工品品質表示規程、繊維製品品質表示規程及び日本工業規格L0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく指定用語や記号の確認が必要なものもあります。

## 3 適用対象

東京都内で一般消費者向けに販売される商品の表示が対象となります。表示義務者となるのは、都内での販売に際して、当該表示内容について責任を持つ事業者です。

## 4 調査・指導・勧告

東京都は、この条例の実効性を確保するために必要に応じて立入調査などを行います。また、決められた表示事項を表示しなかったり、表示する上での遵守事項を守らない事業者があった場合は、表示の基準どおりに表示するよう指導や勧告を行います。

## 5 公表

指導及び勧告を行っても事業者が従わないときは、その違反事実及び事業者名等を公表します。

この条例は、不適正取引行為に関する違反を除き、基本的には罰則によらず公表制度をとっています。それは、そもそもこの条例が都民の積極的な参加や協力を前提として作られており、公表に基づく都民の行動によって、悪質な事業活動等を追放することが期待されているからです。したがって、公表は「東京都公報」に登載するほか、広報誌等を通じて広く都民にお知らせするという形で行います。



## ラップ（食品包装用ラップフィルム）

### 《適用対象》

- ・一般家庭において、食品の保存、調理等に使用される気密性、耐水性、耐油性、密着性等の性質を持つ合成樹脂の薄膜で、紙管等に巻かれたもの。
- ・「業務用」、「営業用」と表示されてあっても、一般消費者が購入できる状態に置かれているものは対象となる。
- ・景品、粗品等の無償贈呈用としてのみ提供されるものは対象外。

### 《表示すべき事項》

#### 品名

- ・「食品包装用ラップフィルム」と表示。

#### 原材料名

- ・原材料名を表わす用語は、合成樹脂加工品品質表示規程に定める指定用語（28ページの「原料樹脂の種類と原料樹脂の種類を示す用語」を参照）を使用。

#### 添加物名

- ・合成樹脂の製造、加工、改質等の目的のために添加し、かつ製品に残留している物質の名称を表示。
- ・添加物名は、ラップに占める量の割合の多いものから順に、物質の名称又は当該物質の属する類の名称を表示するとともに、当該用途名を括弧書する。

#### 寸法

- ・寸法は、幅についてはセンチメートルの単位で、長さについてはメートルの単位でそれぞれ単位を明記して表示。
- ・寸法を表示する場合の許容範囲は、幅、長さを表わす数値のプラス4パーセント、マイナス2パーセント。

#### 耐熱温度

- ・ラップを通常取り扱う場合と同程度の荷重を加えた場合に、当該ラップの原形に異状を生じない最高の温度を表示。

#### 耐冷温度

- ・ラップを通常取り扱う場合と同程度の荷重を加えた場合に、当該ラップの原形に異状を生じない最低の温度を表示。

#### 使用上の注意

- ・次のア及びイについて必要な表示をする。

- ア 火のそばに置かないこと。
- イ 電子レンジ用として使用できないものは、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで使用できるものはその使用形態や内容物に応じて注意すべき事項。

#### 事業者の氏名／名称・住所

- ・表示義務者であるラップの製造業者の氏名又は名称及び住所を表示。

- ・販売業者が製造業者との合意等により製造業者に代わって品質表示に関する表示事項を表示することとなっている場合は、販売業者を表示責任者とすることができる。

・事業者の氏名又は名称に商標を用いることはできない。

・法人の種類を表わす文字（「株式会社」、「有限会社」等）は、これを省略しても誤解が生じるおそれのない場合は省略できる。

#### 《表示の方法》

- ・ラップの包装の見やすい箇所に、印刷、押印又はラベルの貼付その他の方法で、下記の見本の様式で表示。
- ・表示に用いる文字は、6号の活字以上の大きさで地色と対照的な色を用いる。
- ・事業者の住所の表示に用いる文字は、7号の活字を使用することができる。

（表示例）

品名：食品包装用ラップフィルム  
原材料名：ポリ塩化ビニリデン  
添加物名：脂肪酸誘導体（柔軟剤）、エポキシ化植物油（安定剤）  
寸法：幅30cm×長さ20m  
耐熱温度：140度 耐冷温度：-60度  
使用上の注意：●火気に近づけないでください。  
●油性の強い食品を直接包んで、電子レンジに入れないでください。  
株式会社○×産業 東京都○○区○○1-1-1



## 注文衣料

### 《適用対象》

- ・生地を販売した事業者が、当該生地を購入した者又は贈られた者の委託により縫製した衣料。
- ・縫製のみ委託を受けた事業者が縫製した衣料は対象外。
- ・日常生活用として使用される衣料のうち、以下に掲げるもの。
  - (1) 紳士服（上衣、チョッキ、ズボン、コート類）
  - (2) ワイシャツ
  - (3) 婦人服（ワンピース、上衣、ベスト、ブラウス、スカート、スラックス、パンツロン、コート類）
  - (4) 学生服（上衣、ワンピース、ワイシャツ、ブラウス、ベスト、ズボン、スカート、コート類）
- ・業務用の衣料や特殊な用途に用いる衣料は対象外。

### 《表示すべき事項》

#### 繊維の組成(混用率を含む。)

- ・繊維の組成（混用率を含む。）とは、表生地及び裏生地を組成し、編成し、又は構成している糸を組成する繊維。
- ・繊維製品品質表示規程に定める指定用語（29ページの「繊維の名称を示す用語」を参照）及び表示方法により表示。

#### 取扱方法

- ・日本工業規格 L 0001 に定める表示記号及び表示方法（30～33ページの「家庭洗濯等取扱方法」を参照）を用いて表示。
- ・注文衣料に付着しているボタン、アクセサリその他これに類するものの取扱方法が本体の取扱方法と異なるときは、その取扱方法も併せて表示。

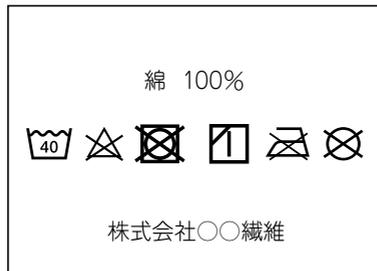
#### 事業者の氏名／名称

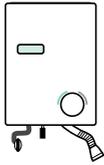
- ・表示義務者は消費者より直接注文を受けた事業者。当該事業者の氏名又は名称を表示。
- ・百貨店又はスーパーのテナント内にテナント出店している事業者が自己の名において消費者より直接注文を受けた場合は、その事業者が表示義務者。
- ・商号がある場合は商号、ない場合は法人名、個人名又は屋号を表示（ただし、屋号を表示してよいのは個人事業者に限る。）。
- ・法人の種類を表わす文字（「株式会社」、「有限会社」等）は、これを省いても誤解を生ずるおそれのないときは省略することができる。

《表示の方法》

- ・ 各衣料の見やすい箇所に見やすく容易に剥がれない方法で一箇所に表示。
- ・ スーツ又は学生服などの上下揃いの注文衣料については、事業者の氏名又は名称を上下いずれか一品に表示することができる。
- ・ 使用する生地の種類又はデザインにより一箇所に表示が困難な場合は、表示すべき事項をそれぞれ分離して表示することができる。
- ・ 使用生地の種類又はデザインにより本体への取付表示が不可能な場合は、カードにより表示することができる。
- ・ 本体の取扱方法とアクセサリ等の方法が異なるために一箇所表示が困難な場合は、アクセサリ等の取扱方法のみをカードにより表示することができる。

(表示例)





## ガス瞬間湯沸器

### 《適用対象》

- ・都市ガス用瞬間湯沸器のうち、ガス消費量が1時間当たり3万6千キロカロリー以下の家庭用ガス瞬間湯沸器。
- ・液化石油ガス用瞬間湯沸器のうち、ガス消費量が1時間当たり3千グラム以下の家庭用ガス瞬間湯沸器。

### 《表示すべき事項》

#### 使用上の注意

・次のア及びイにより表示。

- ア 器内に長時間たまっていた水は、飲用又は調理に用いなくてください。
- イ 換気注意

・「換気注意」の表示は、ガス瞬間湯沸器の本体の正面に容易に剥がれない方法により表示。

・「器内に長時間たまっていた水は、飲用又は調理に用いなくてください。」の表示は、ガス瞬間湯沸器の本体の見やすい箇所に見やすく、容易に剥がれない方法により表示。

#### 事業者の氏名／名称・住所

・表示義務者であるガス瞬間湯沸器の製造業者の氏名又は名称及び住所を表示。

・販売業者が製造業者との合意により製造業者に代わって使用上の注意に関する表示事項を表示することとなっている場合は、販売業者を表示責任者とすることができる。

・ガス瞬間湯沸器の本体又は取扱説明書に見やすく表示。

・事業者の氏名又は名称の表示に際して、商標を用いることはできない。

・法人の種類を表わす文字（「株式会社」、「有限会社」等）は、これを省いても誤解を生ずるおそれがないときは省略することができる。

### 《表示の方法》

- ・表示に用いる文字は、6号（「使用上の注意」の「換気注意」の表示に用いる文字は1号）の活字以上の大きさで、地色と対照的な色。

（表示例）

#### 使用上の注意

器内に長時間たまっていた水は、飲用又は調理に用いなくてください。

（株）○×ガス  
東京都○×区△△1-2-3

換  
気  
注  
意  
！



## 歯みがき

### 《適用対象》

- ・医薬部外品歯みがき及び化粧品歯みがき

### 《表示すべき事項》

#### 配合目的名

- ・歯みがきに含まれる成分それぞれの配合目的を「研磨剤」、「発泡剤」、「分散剤」、「着色剤」、「甘味剤」、「保存料」、「防腐剤」、「薬用成分」、「湿潤剤」及び「粘結剤」等の名称又はこれに準じた表現を用いて表示（※薬用成分は医薬部外品歯みがきにのみ該当。）。

#### 配合成分名

- ・歯みがきに含まれる成分それぞれの名称を表示。

### 「配合目的名」及び「配合成分名」の表示を省略できる場合

- ・次の場合は、配合目的名及び配合成分名の表示を省略することができる。

(1) 内容量が50グラム（ミリリットル）未満の場合。

(2) 外部の包装（歯みがき専用外箱）のない旅行セット用等の歯みがきで、当該告示の規定による成分の表示が行われている同一成分のもの（同一商品名のもの）が市販されている場合。

- ・配合目的名及び配合成分名の表示を省略する場合は、全てを省略することとし、配合目的名及び配合成分名の一部を省略し一部を表示することはできない。

外箱の有無・ 表示事項		内容量	50グラム(ミリリットル)未満	50グラム(ミリリットル)以上
歯みがき専用の 外箱のある場合	配合成分名及び 配合目的名		・省略できる。	・表示する。
歯みがき専用の 外箱のない場合	配合成分名及び 配合目的名		・省略できる。	・旅行セット用等の 歯みがきで、同一 商品名のものに表 示があるものは、 省略できる。

※ ただし、上記の場合でも、薬機法等の定めにより、表示を省略できない場合がありますので、他関係法令の規定もご確認ください。

《表示の方法》 ※ 薬機法等の規定により、別途要求される事項もあります。

- ・表示義務者は製造販売業者。
- ・表示に用いる文字は、日本工業規格 Z8305（活字の基準寸法）に規定する6ポイント以上の大きさ（できる限り大きな文字を用いることが望ましい。）とし、地色と対照的な色で、文字の大きさの統一のとれた活字とする。
- ・表示すべき事項は、外部の包装（外部の包装のない場合は直接の容器）の見やすい箇所に印刷、ラベルのちょう付その他の方法により表示。
- ・「医薬部外品歯みがき」は下記の1又は2、「化粧品歯みがき」は下記の2の方法で表示。

#### 1 配合目的ごとに区分して配合成分を表示する方法

- ・配合目的ごとの成分の総量が多い順に表示。
- ・配合目的名を記載することが困難な場合は、「その他」と表示できる（この場合、配合目的ごとの総量にかかわらず、末尾に表示。）。
- ・配合成分名は成分量の多い順に記載し、1つの成分に2つ以上の配合目的がある場合は、主な配合目的に区分。
- ・配合成分名は、原則として厚生労働大臣及び都道府県知事の製造販売承認書に記載してある成分の名称（承認書に商品名又は略称で記載してある場合は、その成分の一般名称）を表示。
- ・日本化粧品工業連合会作成の「医薬部外品の成分表示名称リスト」に別名又は簡略名が記載され、当該別名又は簡略名が公表されている成分にあっては、当該別名又は略称により表示することができる。
- ・薬機法に基づく指定成分のうち、成分の名称として別名又は略称を使用できる成分名にあっては、当該別名又は略称により、表示することができる。
- ・配合目的名を「香味剤」と表示する場合は、配合成分名として香料及び甘味料それぞれの成分を表示（香料については、成分名に代えて「ペパーミント」、「スベアミント」等の慣用されている類型名を用いて、又は併記して表示することができる。）。
- ・水については表示しなくてもよい。
- ・配合成分の処方量に変更があって、配合目的名又は成分名の表示の順を変更する必要性が生じた場合でも、従前の表示の順に限り、当該処方変更後6か月の間はそれまでの表示を使用することができる。

（表示例：医薬部外品歯みがき）

湿潤剤…ソルビット液
発泡剤…ラウリル硫酸ナトリウム
清掃剤…無水ケイ酸、炭酸カルシウム
香味剤…香料（ペパーミントタイプ）
粘結剤…カルボキシメチルセルロースナトリウム
薬用成分…フッ化ナトリウム

## 2 配合目的名を併記して全ての配合成分名を表示する方法

- ・ 全ての配合成分名をその分量の多い順に表示し、それぞれの配合目的名を併記。
- ・ 1%以下の成分及び着色剤については互いに順不同に記載することもできる。
- ・ 配合成分名は、日本化粧品工業連合会作成の「化粧品の成分表示名称リスト」等を利用して邦文で記載し、消費者の混乱を防ぐよう留意する。
- ・ 以下のア～オのように、あえて配合目的を表示しなくても消費者が配合成分名のみでどのようなものか判断できる配合成分、及び配合目的を表示することが著しく困難な配合成分については、配合目的名の表示を省略することができる。

ア 「水」

イ 溶剤や抽出溶剤として用いる場合の配合成分

ウ 配合分量が微量で、かつ2つ以上の配合目的を有するもので、主な目的を限定することが困難な配合成分

エ 着色の目的で使用されるもので、配合成分名に「色」の文字を含む配合成分

オ 「香料」と表示される配合成分（この場合、「ペパーミント」、「スペアミント」等の慣用されている名称を併記してもよい。）

- ・ 同一の配合目的を有する配合成分を連続して表示する場合は、同一の配合目的名を一括して表示することができる。この場合、同一配合目的ということがわかるように、連続する成分名の前後を括弧等でくくる。又は成分名間の区切りを変えるなどに成分名を表示し、同一目的の連続した成分名の前又は後に配合目的名を表示。

（例）【メチルパラベン、プチルパラベン】（保存剤）

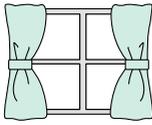
- ・ 配合されている成分に付随する成分（不純物を含む。）で製品中にはその効果が発揮されるより少ない量しか含まれないもの（いわゆるキャリアオーバー成分）については、表示の必要はない。
- ・ 混合原料（いわゆるプレミックス）については、混合されている成分ごとに記載。
- ・ 抽出物は、抽出された物資と抽出溶媒又は希釈溶媒を分けて記載する（最終製品に溶媒等が残存しない場合は必要ない。）。
- ・ 香料を着色剤として使用する場合の成分名は、「香料」と記載してよい。

（表示例：医薬部外品歯みがき）

ソルビット液…湿潤剤  
ラウリル硫酸ナトリウム…発泡剤  
無水ケイ酸、炭酸カルシウム…清掃剤  
香料（ペパーミントタイプ）…香味剤  
カルボキシメチルセルロースナトリウム…粘結剤  
フッ化ナトリウム…薬用成分

（表示例：化粧品歯みがき）

炭酸Ca…研磨剤  
グリセリン…湿潤剤  
トレハロース…甘味剤  
キシタンガム…粘結剤  
香料（スペアミントタイプ）



## 注文カーテン

### 《適用対象》

- ・消費者の注文により、事業者が自己の生地をもって縫製し販売するカーテン。
- ・同一店舗のカーテン売場以外の売場で販売する生地を使用する場合も原則として自己の生地に含まれ、注文を受けた事業者が自ら縫製せず他に縫製・加工を委託する場合も対象。
- ・縫製のみ委託された事業者が縫製したカーテン、業務用（例えば、事務所、店舗、喫茶店等）に使用する目的で注文されたカーテンは対象外。

### 《表示すべき事項》

#### 取扱方法

- ・日本工業規格 L 0001 に定める表示記号及び表示方法（30～33ページの「家庭洗濯等取扱方法」を参照）を用いて表示。

#### 事業者の氏名／名称

- ・表示義務者は消費者から直接注文を受けた事業者。当該事業者の氏名又は名称を表示。
- ・直接注文を受けた事業者（例えば工務店）がカーテンの生地の販売・縫製を行わず、消費者とカーテン事業者との仲介をする場合は、仲介を受けて自己の生地をもってカーテンを縫製し販売する事業者を表示義務者とする。
- ・商号がある場合は商号、ない場合は法人名、個人名又は屋号を表示（ただし、屋号を表示してよいのは個人事業者に限る。）。
- ・法人の種類を表わす文字（「株式会社」、「有限会社」等）は、これを省いても誤解を生ずるおそれのないときは省略することができる。
- ・事業者の氏名又は名称に代えて、商標を用いて表示することはできない。

### 注文カーテンにおける「繊維の組成」について

カーテン生地の繊維の組成は、生地の段階で消費者に示されているが、注文カーテン完成時においても、繊維の組成を取付表示することによりクリーニングトラブルの防止に役立つので、積極的に表示することが望ましい。

《表示の方法》

- ・表示すべき事項は、見やすい箇所に容易に剥がれない方法でカーテン1枚ごとに表示。
- ・文字及び記号は、見やすい適切な大きさで表示。
- ・取扱方法の表示に併記して表示義務者である事業者の氏名又は名称を表示（ただし、ここにいる併記とは、「取扱方法」と「事業者の氏名／名称」とを同一ラベルに記載しなければならないという趣旨ではなく、各々の表示すべき事項が別々のラベルに記載されていても同一箇所に近接して表示してあり、取扱方法と事業者の氏名又は名称が関連あるものと判断できるものであればよい。）。
- ・関係事業者名、販売年月日等を記載してもよいが、表示すべき事項と紛らわしくないようにする。

（表示例）





## 防虫剤

### 〈適用対象〉

- ・ たんすや衣装箱等に保管中の衣料品等（ハンドバッグ、ひな人形を含む。）の害虫防除を目的とする製剤。

### 〈表示すべき事項〉

#### 使用目的

- ・ 次のアからウまでに準じて表示。

ア 繊維製品防虫剤  
イ 毛皮製品防虫剤  
ウ 皮革製品防虫剤

#### 原材料名

- ・ 次のアからオまでのうち該当する製剤名を商品名のそばに表示。

ア パラジクロールベンゼン製剤  
イ ナフタリン製剤  
ウ しょう脳製剤  
エ エムベントリン製剤  
オ その他の製剤は、上記に倣って主な防虫成分名を用い、「○○製剤」とする。

#### 用途

- ・ 「洋服ダンス用」、「引出し用」等と具体的に表示。

#### 使用方法

- ・ 製品ごとに分かりやすく表示。

#### 使用上の注意

- ・ 次のアからオまでについて必要な表示をする。

- ・ アについては、アンダーラインを引く、文字を大きくする、文字の色を変えるなど、他の表示に比べ特に目立つよう表示。

ア 安全に使用するため、次の(ア)につき表示するほか、(イ)についても製品の特性等を考慮して、必要な表示をする。

(ア) 幼児の事故防止のための注意  
例「幼児の手の届く所に置かないでください。」

(イ) その他安全に使用するために必要な注意  
例「衣類の入替えをするときは、部屋の適当な換気に御注意ください。」  
「噴霧した製剤を吸い込まないように御注意ください。皮膚にかかったときは、石鹸でよく洗ってください。」

イ 他の製剤と併用すると支障のある製剤は、その旨を次に準じて表示。

＜パラジクロルベンゼン製剤の例＞

「ナフタリン又はしょう腦との併用は避けてください。  
溶けて衣類にシミを残すことがあります。」

ウ 合成樹脂製品等に使用すると支障のある製剤は、その旨を次に準じて表示。  
「塩化ビニル製のバッグ、スチロール製の人形、アクリル製のプローチ等は、本剤におかされ変形することがあります。」

エ 標準使用量を用いて一般的な使用をした場合に有効と事業者が認める期間（以下「有効期間」という。）を次に準じて表示。

「有効期間 使用開始後 約○か月（年）」（この場合、有効期間が温度、使用状態などで一定しないことの説明及び取替え時期を示す目印（インジケーター）を付した製品は、その説明を表示することができる。）

例「温度や使用状態により有効期間は一定しません。  
夏期は早めに補給してください。」  
「取替え目印の色が、○色に変わったらお取り替えください。」

オ その他製品の形状、特性等により必要な注意。

#### 保存方法

・次に準じて表示。  
「密封して温度の低いところに保存してください。」

#### 標準使用量

・衣装箱、タンスの引出し、洋服ダンス等具体的な使用箇所を示し、包、個、枚、シート、秒間など分かりやすい単位を用い、次に準じて表示。

タンスの引出し (○○ℓ) ○包  
衣装箱 (○○ℓ) ○包  
洋服箱 (○○ℓ) ○包

#### 内容量

・グラムの単位で単位を明記して表示。ただし、防虫成分を紙又は不織布等に含ませた製品（使用時に含ませる製品を含む。）は、枚、個、包など分かりやすい単位を用いて表示。内容量に包数等を付記する場合は、次の例に準じて括弧を付して表示。

○○g (約○○包)  
○○枚 (1枚○○cm×○○cm)  
○○g (約○○秒間)

#### 事業者の氏名／名称・ 住所・電話番号

・自己の責任において表示すべき事項を表示する者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示。

#### 《表示の方法》

・表示すべき事項は、最小販売単位ごとにその容器又は包装の見やすい箇所に見やすく表示。

- ・容器又は包装に表示することが困難なものについては、容易に離れないように取り付けた下げ札によって表示することもできる。
- ・表示すべき事項のうち「使用上の注意」、「保存方法」、「標準使用量」、「内容量」、「事業者の氏名／名称・住所・電話番号」までの事項は、見出しをつけて、枠で囲ってまとめて表示（一括表示）する。
- ・「事業者の氏名／名称・住所・電話番号」は見出しを省略することや枠外に表示することができる。
- ・事業者名に商標あるいはマークを付記する場合には、「事業者の氏名／名称・住所・電話番号」は枠外に表示することが望ましい。
- ・表示に用いる文字は、見出しについては日本工業規格Z8305（活字の基準寸法）に規定する8ポイントの活字以上、本文については6ポイントの活字以上の大きさとする。
- ・前記活字の大きさを使用することが困難なものにあつては、見出しについて6ポイントの活字以上、本文については4.5ポイントの活字以上の大きさにすることができる（表示に当たっては、できる限り大きな文字を用いることが望ましい。）。

（表示例：パラジクロロベンゼン製剤）

<p><b>使用目的</b> 繊維製品防虫剤</p> <p><b>原材料名</b> パラジクロロベンゼン製剤</p> <p><b>用途</b> 洋服ダンス用</p> <p><b>使用方法</b> ..... ..... ..... .....</p> <p>〇〇工業株式会社 東京都〇〇区〇〇1-1-1 電話 03(▲▲▲▲)■●●●</p>	<p><b>使用上の注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児の手の届く所に置かないでください。</li> <li>● <u>衣類の入れ替えをするときは、部屋の適当な換気に御注意ください。</u></li> <li>● ナフタリン又はしょう脳との併用は避けてください。 溶けて衣類にシミを残すことがあります。</li> <li>● 塩化ビニール製のバッグ、スチロール製のひな人形及びアクリル製のブローチ等の合成樹脂製品は、本剤におかされ変形することがあります。</li> <li>● 有効期間 使用開始後〇か月 温度や使用状態により、有効期間は一定しません。夏期は早めに補給してください。</li> </ul> <p><b>保存方法</b> ● 密封して温度の低い所に保存してください。</p> <p><b>標準使用量</b> タンスの引出し（〇〇ℓ）〇包 衣装箱（〇〇ℓ）〇包 洋服箱（〇〇ℓ）〇包</p> <p><b>内容量</b> 〇〇g（約〇〇包）</p>
---	---



## 使いすてカイロ

### 《適用対象》

- ・使用時に火又は電気等の外部エネルギー（酸素・水等を除く。）を与えずに、内包された薬品類の化学反応を熱源として昇温する温熱用品。
- ・40℃以上に昇温し、持続時間が1時間以上であるもの。
- ・通常人体に使用することを目的としたもの。
- ・消費者が購入しうる状態に置かれているものを対象とするが、景品、粗品等専ら無償贈呈用も対象。
- ・医療機器に当たる製品には適用しない。

### 《表示すべき事項》

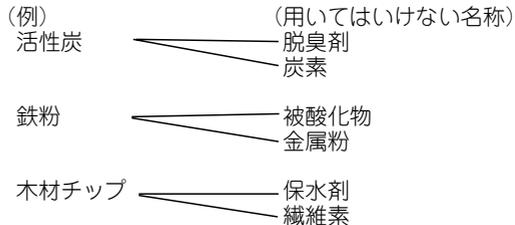
品名

・「使いすてカイロ」と表示。

原材料名

・成分重量の割合の多い順に表示。

・原材料名は固有の名称を用い、用途名や化合物名で表示してはならない。



・触媒等により微量の塩類を複合して使用している場合は、一括して「塩類」と表示することができる。

最高温度・平均温度・持続時間

・最高温度は、使用時の安全性を考慮し、注意喚起のため全ての試料の最高温度測定値のうちの最高値を表示。

・表示値の誤差の許容範囲は次のとおりとする。

最高温度：マイナス30パーセント  
平均温度：プラスマイナス10パーセント  
持続時間：マイナス0パーセント

・持続時間が48時間を超えるものは日数で表示できる。

・最高温度が70℃を超える場合は、最高温度の表示の近くに、やけどに注意する旨を括弧書で表示。

(例) 最高温度71℃（やけどに御注意ください。)

- ・事業者は、表示した有効期限以上、測定結果の証拠書類等を保管し、いつでも公開できるようにしておく。

### 大きさ・個数

- ・内包装（シール部分を含む。）の大きさを縦及び横の長さで、センチメートル又はミリメートルの単位で表示。
- ・この場合、表示値の誤差の許容範囲はプラスマイナス5パーセントとする。
- ・縦横の長さで表わすことができない形態のものは、外包装から大きさが分かるようにする。
- ・個数は、一つの外包装（最少販売単位となる包装）内にある一使用単位の個数を表示。

### 有効期限

- ・事業者がその製品としての性能を有すると認める期限。
- ・表示方法は、次のア、イ又はウに準ずる。
  - ア 有効期限 平成31年〇月
  - イ 有効期限 31年〇月
  - ウ 有効期限 2019.〇
- ・有効期限の表示に際し、やむを得ず別の場所に記載する場合は、その場所を明示する（その場合にあっては「有効期限」の語句は年月の前に記載。）。

### 使用方法

- ・事業者が製品ごとに消費者に分かりやすいように表示。
- ・最高温度が70℃を超える場合は、次のア及びイについて必要な表示をする（表示に際しては、アンダーラインをする、大きな活字を使用する、ゴシック体を使用する、他と異なる色を使用する等の方法により、他の表示事項に比べて特に目立つように表示。）。
  - ア 高温のためやけどに注意すること。
  - イ 製品特性を考慮し、直接肌に当てず、肌着の上から又は布等に包んで使用すること。

### 使用上の注意

- ・次のアからエまでについて必要な表示をする。
  - ア 低温やけど防止のための注意
  - イ 就寝時の安全な使用に関する注意
  - ウ 子供や身体の不自由な人、皮膚の弱い人等の使用に関する注意
  - エ 使用後の廃棄方法に関する注意
- ・なお、消費者に注意を喚起するため、上記表示事項以外に付け加える事項がある場合は、アからエまでのそれぞれの表示事項を記載した後に表示。

### 保存方法

- ・ 次のア及びイについて必要な表示をする。  
ア 直射日光をさけ、涼しい所に保存すること。  
イ 幼児の手の届く所に置かないこと。
- ・ 消費者に注意を喚起するため、上記表示事項以外に付け加える事項がある場合は、ア及びイそれぞれの表示事項を記載した後に表示。

### 不良品の取替え

- ・ 不良品の取替え等について必要な表示をする。

### 裏面注意

- ・ 裏面もよく読むようにとの表示をすること（見出しは必要としない。）。

### 事業者の氏名／名称 ・住所・電話番号

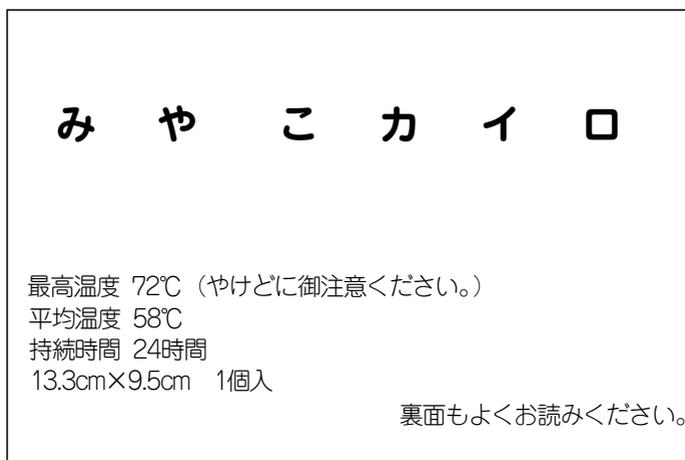
- ・ 事業者の氏名又は名称と住所及び電話番号を表示。
- ・ ここでいう事業者とは、製造業者、発売元、卸売業者、小売業者等であり、全て当該製品を消費者に供給する事業者として表示義務を負う（一般的には、製造業者がその製品に所定の表示を行う。）。
- ・ 製造業者と発売元など複数の事業者名を表示した場合は、それぞれの事業者が表示事項に対する責任を負う。

## 《表示の方法》

- ・ 表示すべき事項は、最少販売可能単位ごとにその包装（外包装）の見やすい箇所に見やすいように印刷、押印の方法により表示。
- ・ 表示すべき事項のうち「最高温度・平均温度・持続時間」、「大きさ・個数」、「裏面注意」の事項は外包装の表側に表示。
- ・ 「使用方法」を除くその他の表示すべき事項は、外包装の裏側に一括して枠で囲んで表示（表示例を参照のこと。）。
- ・ 「大きさ・個数」、「不良品の取替え」、「事業者の氏名／名称・住所・電話番号」の見出しは省略することができる。
- ・ 外包装の他に箱等の容器に入れて販売する場合は、箱等の容器に所定の表示事項を表示（ただし、ディスプレイボックス、ロットボックス等の流通用の箱等は除く。）。
- ・ 複数の「カイロ」をまとめた包装で無色で透明な包材を使用し、中の「カイロ」の表及び裏の表示が見える場合は、「入り数」のみを包装の側面に表示（ただし、バーコード、JISマーク等は表示することができる。この場合、中のカイロの表示が見えるように表示する。）。
- ・ 身体の末梢部分（首より上、手首より先、足首より先）にのみ使用することを目的とした「カイロ」及び付属品を用いる「カイロ」の表示すべき事項について必要と認める場合は、別途定めることができる。

- ・表示に用いる文字は、表示すべき事項のうち、「最高温度・平均温度・持続時間」、「大きさ・個数」、「裏面注意」については日本工業規格Z8305（活字の基準寸法）に規定する8ポイントの活字以上の大きさとし、その他の表示すべき事項のうち、見出しについては8ポイントの活字以上、本文については6ポイントの活字以上の大きさとする。
- ・外包装（シール部分を除く。）の全面積が200平方センチメートル未満のものにあっては、8ポイントを6ポイントに、6ポイントを5.5ポイントに変えることができる。
- ・表示に用いる文字は地色と対照的な色で表示（全体的なデザイン等に関しても十分留意して色を選定。できれば、表示部分を白色でベタ塗りして、黒又は濃色のインクを用いて表示するのが望ましい。）。

（表示例：表面）



(表示例：裏面)

<p>(使用方法)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p><b>高温のためやけどに注意!</b> 直接肌に当てず、肌着の上からお使いください。熱すぎるときは、布等に包んで御使用ください。</p>	<p>(品名) 使いすてカイロ</p> <p>(原材料名) 鉄粉、木材チップ、水、塩類</p> <p>(有効期限) 平成31年〇月</p> <p>(使用上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●低温やけどは、体温より高い温度の発熱体を長時間あてていると紅斑、水疱等の症状をおこすやけどのことです。なお、自覚症状を伴わないで低温やけどになる場合もありますので御注意ください。</li><li>●就寝時に使用しますと、表示の最高温度を超える場合があります。また、お子様や身体の御不自由な方、皮膚の弱い方等が使用される場合は、特に御注意ください。</li><li>●使用後は市区町村の区分に従ってお捨てください。</li></ul> <p>(保存方法)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●直射日光を避け、涼しい所に保存してください。</li><li>●幼児の手の届く所に置かないでください。</li></ul> <p>品質には万全を期していますが、万一不良品がありました場合にはお買上げの月日、店名を添えて弊社までお送りください。新しい製品とお取替えします。</p> <p>〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地 03-〇〇〇〇-××××(代)</p>
--	---



## 冷蔵庫用脱臭・消臭剤

### 《適用対象》

- ・ここでいう「冷蔵庫用脱臭・消臭剤」とは、冷蔵庫（冷凍庫も含む。以下同じ。）内に据え置き、臭気を除去する効果を有する製品。
- ・業務用であっても、一般消費者が購入できる状態に置かれているものは対象。
- ・冷蔵庫以外の臭気の除去を目的とする製品であっても、冷蔵庫にも使える旨の表示がある場合は対象となる。

### 《表示すべき事項》

#### 成分

・脱臭・消臭効果のある成分（防菌効果のある成分及び芳香成分を含む。）を物質名で表示。

・成分の特定が化学的に不可能な場合は、総称名で表示することとし、化学記号及び用途名は用いない。

（物質名の例）活性炭、二酸化塩素、ゼオライト・・・・・・・・  
（総称名の例）植物精油、セラミックス・・・・・・・・

#### 有効期間

・使用開始後、製品としての性能を有すると事業者が認める有効期間を、月又は年の単位で表示。

・製品が複数の成分からなり、それぞれが別個の容器に入っているものについては、有効期間の短い方を表示。

・取り替え時の目安を表示する場合は、消費者に分かりやすいように表示。

#### 使用上の注意

・製品ごとに消費者に分かりやすいように表示。

・事業者が認める冷蔵庫の大きさに応じた使用上の目安を表示。

#### 事業者の氏名／名称・住所・電話番号

・事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示（表示項目の見出しは省略できる。）。

・ここでいう事業者とは、自己の責任において表示すべき事項を表示する事業者（製造業者、発売元、卸売業者及び小売業者等）である。一般的には、製造業者がその製品に所定の表示を行うことが望ましい。

・製造業者と発売元というように複数の事業者名を表示した場合は、それぞれ事業者が表示事項に対する責任を負う。

### 《表示の方法》

- ・表示すべき事項は、最少販売単位ごとにその容器又は包装の見やすい箇所に見やすいように表示。
- ・容器又は包装に表示することが困難なものについては、容易に離れないように取り付けた下げ札に表示することができる。
- ・表示すべき事項のうち、「成分」、「有効期間」、「使用上の注意」は、一括して枠で囲んで表示。
- ・表示に用いる文字は、見出しは日本工業規格Z8305（活字の基準寸法）に規定する8ポイントの活字以上、本文については6ポイントの活字以上の大きさとする。
- ・前記活字の大きさを使用することが困難なものの場合、見出しは6ポイントの活字以上、本文は5ポイントの活字以上の大きさとする。
- ・表示に用いる文字は地色と対照的な色で表示（全体的なデザイン等に関しても十分留意して色を選定。できれば、表示部分を白色でベタ刷りして、黒又は濃色のインクを用いて表示するのが望ましい。）。

(表示例)

<p>成分：○○活性炭、△△界面活性剤 有効期間：開封後約1年間 使用上の注意：小型冷蔵庫用（160Lまで） 本品は食べられません。万が一、食べた場合は医師に御相談ください。 小児の手の届く所に置かないでください。</p>
<p>○×株式会社 東京都○×区××1-2-3 03-○○○○-××××</p>



## 家庭用ゴム・ビニール手袋

### 《適用対象》

- ・炊事、洗濯、掃除、園芸等家庭での各種作業に使用するゴム製及び合成樹脂製の手袋。

### 《表示すべき事項》

#### 材料名

- ・天然ゴム、合成ゴム、塩化ビニール樹脂、ポリエチレン等製品の性質を判別し得る主な材料名を表示。
- ・塩化ビニール樹脂製の場合は、括弧書で可塑剤と付記。
- ・裏に繊維類を用いた場合は、その組成を繊維製品品質表示規程に定める指定用語（29ページの「繊維の名称を示す用語」を参照）により表示。植毛、起毛、メリヤス等繊維の状態を括弧書で組成の後に付記する（この場合、表、裏と小見出しを付して区別して表示）。
- ・複数の材料を混用した場合は重量の多い順に表示（混合割合は省略できる。）。
- ・「ビニール（VINYL）」の表示は「ビニル」としても差し支えない。

#### 寸法

- ・次のA及びイについて、センチメートルの単位で小数点以下第1位まで表示。
- ・小数点以下第1位の数値が零（ゼロ）のとき、小数点以下の表示は不要。
- ・表示する数値の許容範囲は、Aについてはプラスマイナス5パーセント、イについてはプラスマイナス3パーセント。
  - A 全長…手袋を押さえた状態で、中指の先端から手袋の下端までの距離
  - イ 掌部のまわり…手袋を押さえた状態で、人差し指の付け根から小指の付け根までの距離（掌部の幅）の2倍
- ・表示に当たっては、A、イともそれぞれ小見出しを付して表示。
- ・小見出しは、Aについては「全長」又は「長さ」、イについては「手のひらのまわり」又は「手のひらまわり」など分かりやすい表現を用いる。
- ・A及びイに加えて、中指の長さも寸法欄に表示することが望ましい（表示する数値の許容範囲はプラスマイナス5パーセント。）。

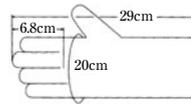
・中指の長さは、手袋内に適当に空気を入れ、そのまま手袋の中指と薬指との間のまた部から中指の側面に沿って測定した中指の先端までの距離とする。



・寸法を付した手袋の略図（寸法図）も、消費者の理解を助けるので表示することが望ましい。

・寸法図を表示する場合は、一括表示の枠外に表示。

（表示例）



・反復使用を目的としない製品（使い捨てのもの）については、その旨の表示をしたときは寸法の表示を省略することができる。

### 使用上の注意

・次のア及びイについて必要な表示をする。

ア 皮膚かぶれ等に関する注意

イ 次の(ア)から(オ)までのうち、製品の特性等を勘案の上、必要な事項を表示。

(ア) 清潔を保つことに関する注意（洗い方、干し方などを含む。）

(イ) 油脂、薬品等に対する注意

(ウ) 熱に対する注意

(エ) とがったもの、鋭利な刃物等に対する注意

(オ) その他使用上及び保管上必要な注意

・この表示に当たって、天然ゴム製の場合は少なくとも(ア)及び(イ)の事項を、塩化ビニール樹脂製の場合は(ア)、(ウ)及び(エ)を表示することが原則（この場合、塩化ビニール樹脂製の(ウ)の表示には「熱に弱い」という文言を入れる。）。

例（塩化ビニール樹脂製の熱に対する注意）

ビニールは60℃以上の熱に弱いので、熱いものに触れないでください。

事業者の氏名／名称  
・住所・電話番号

・製造業者、輸入業者又は販売業者等で表示に責任を持つ者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示。

### 《表示の方法》

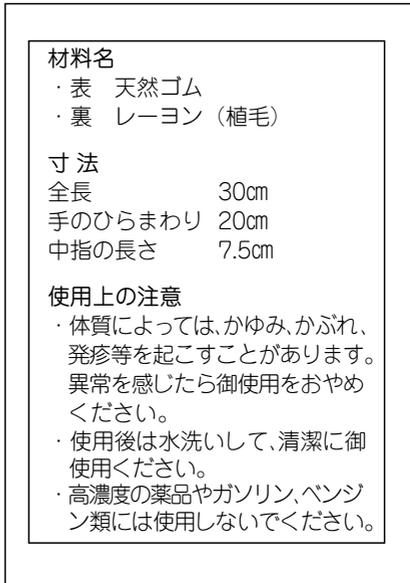
- ・表示すべき事項のうち、「材料名」、「寸法」、「使用上の注意」は、それぞれ見出しを付けて、一括表示（枠で囲ってまとめて表示）する。
- ・表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305（活字の基準寸法）に規定する 8ポイントの活字以上の大きさ。
- ・表示すべき事項は、最小販売単位ごとに、包装又は本体の見やすい箇所に、地色と対照的な色のインクを用いるなど、見やすいように表示。
- ・複数の製品をまとめて包装した場合は、その「入り数」を表示。
- ・片手専用のものは「右手専用」など、その旨を表示。
- ・任意表示である用途で「炊事用」又は「調理用」など、食品に触れることが考えられる用途名を表示する製品は、食品衛生法に基づく規格基準に適合するものであることが望ましい。

（表示例：天然ゴム製）

<表面>



<裏面>



(表示例：塩化ビニール樹脂製)

材料名

- ・表 塩化ビニール樹脂（可塑剤）
- ・裏 綿（起毛）

寸法

全長 29cm  
手のひらまわり 20cm  
中指の長さ 6.8cm

使用上の注意

- ・体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等を起こすことがあります。異常を感じたら御使用をおやめください。
- ・使用後は水洗いして、清潔に御使用ください。
- ・ビニール製は60℃以上の熱に弱いので、熱いものに触れないでください。
- ・とがったもの、鋭利な刃物で傷を付けぬよう御注意ください。

〇〇手袋株式会社  
東京都〇〇区西新宿1-1-1  
電話 03(▲▲▲▲▲)■●●●●

(表示例：ポリエチレン製)

家庭用手袋

○ハンド  
(フリーサイズ)

使い捨て・8枚入

材料名

ポリエチレン

使用上の注意

体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等を起こすことがあります。異常を感じたら、御使用をおやめください。

〇〇手袋株式会社  
東京都〇〇区西新宿1-1-1  
電話 03(▲▲▲▲▲)■●●●●

## 原料樹脂の種類と原料樹脂の種類を示す用語（合成樹脂加工品品質表示規程より）

原料樹脂の種類	原料樹脂の種類を示す用語 <small>（表名）</small>
エチレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリエチレン
プロピレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリプロピレン
塩化ビニルを主成分として重合した合成樹脂	塩化ビニル樹脂
フェノール類とホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	フェノール樹脂
ユリアとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	ユリア樹脂
メラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	メラミン樹脂
多価アルコール類と不飽和多塩基酸類との縮合物を主成分とする合成樹脂	不飽和ポリエステル樹脂
スチレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリスチレン
	スチロール樹脂
スチレンとアクリロニトリルを主成分として共重合した合成樹脂	A S樹脂
スチレンとアクリロニトリルとブタジエンを主成分として共重合した合成樹脂	A B S樹脂
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	メタクリル樹脂
	アクリル樹脂
ビスフェノール類とホスゲンとを縮合した合成樹脂	ポリカーボネート
主鎖にエーテル結合を持つ合成樹脂	ポリアセタール
主鎖にアミド結合を持つ合成樹脂	ポリアミド
	ナイロン
脂肪族ジアミン又はグリコール類とジイソシアネート類の重付加物を主成分とする合成樹脂	ポリウレタン
エチレングリコールとテレフタル酸又はテレフタル酸ジメチルを主体として縮合し、重合した合成樹脂	ポリエチレンテレフタレート
	P E T
塩化ビニリデンを主成分として重合した合成樹脂	ポリ塩化ビニリデン
ブタジエンを主成分として重合した合成樹脂	ポリブタジエン
エチレンと酢酸ビニルを主成分として共重合した合成樹脂	E V A樹脂
メチルペンテンを主成分として重合した合成樹脂	ポリメチルペンテン
メタクリル酸メチルとスチレンを主成分として共重合した合成樹脂	メタクリルスチレン
前各項上欄に掲げる原料樹脂以外の原料樹脂	原料樹脂の種類の通称を示す用語

# 繊維の名称を示す用語（繊維製品品質表示規程より）

分類	繊維等の種類		指定用語	
植物繊維	綿		綿	
			コットン	
			COTTON	
	麻	亜麻		麻
				リネン
		ちよ 芋麻		麻
		ラムー		
	上記以外の植物繊維		「植物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）	
動物繊維	毛	羊毛	毛	
			羊毛	
			ウール	
			WOOL	
		モヘヤ	毛	
		モヘヤ		
	アルパカ	毛		
		アルパカ		
		毛		
		らくだ		
		キャメル		
		毛		
		カンミヤ		
		毛		
		カンミヤ		
	毛			
	アンゴラ			
	毛			
	その他のもの	「毛」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）		
	絹		絹	
			シルク	
			SILK	
	上記以外の動物繊維		「動物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）	
再生繊維	ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの	レーヨン RAYON ポリノジック	
		その他のもの	レーヨン RAYON	
	銅アンモニア繊維		キュブラ	
		上記以外の再生繊維		「再生繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）

分類	繊維等の種類		指定用語
半合成繊維	アセテート繊維	水酸基の92%以上が酢酸化されているもの	アセテート ACETATE トリアセテート
		その他のもの	アセテート ACETATE
		上記以外の半合成繊維	
合成繊維	ナイロン繊維		ナイロン NYLON
	ポリエステル系合成繊維		ポリエステル POLYESTER
	ポリウレタン系合成繊維		ポリウレタン
	ポリエチレン系合成繊維		ポリエチレン
	ビニロン繊維		ビニロン
	ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		ビニリデン
	ポリ塩化ビニル系合成繊維		ポリ塩化ビニル
	ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が85%以上のもの	アクリル
		その他のもの	アクリル系
	ポリプロピレン系合成繊維		ポリプロピレン
ポリ乳酸繊維		ポリ乳酸	
アラミド繊維		アラミド	
	上記以外の合成繊維		「合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
無機繊維	ガラス繊維		ガラス繊維
	金属繊維		金属繊維
	炭素繊維		炭素繊維
	上記以外の無機繊維		「無機繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
羽毛	ダウン		ダウン
	その他のもの		フェザー その他の羽毛
分類外繊維	上記各項目に掲げる繊維等以外の繊維		「分類外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）

備考 左欄の分類が明らかで、かつ、種類が不明である繊維については、その繊維の名称を示す用語又は商標を省略することができる。

※ 複合繊維の名称を示す場合には、「複合繊維」の用語の後に「種類以上、三種類までのポリマーの名称を示す用語等（全てのポリマーの名称が表の右欄に掲げる指定用語（「上記以外の植物繊維」、「上記以外の動物繊維」、「上記以外の再生繊維」、「上記以外の半合成繊維」、「上記以外の合成繊維」、「上記以外の無機繊維」又は「上記各項目に掲げる繊維等以外の繊維」に該当する指定用語を除く。）に当たる場合はその指定用語を、それ以外の場合は複合繊維の名称を示す「商標」又は「指定用語及びポリマーの名称を示す用語）」を表示する（繊維規程第6条第2項）

# 家庭洗濯等取扱方法（日本工業規格 L 0001より）

## 1 洗濯表示

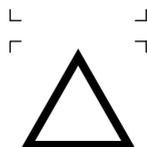
### (1) 洗濯表示に関する記号について

洗濯表示記号は、次の基本記号及び基本記号と組み合わせて用いる付加記号で構成されます。

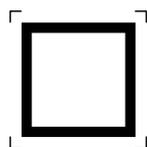
①洗濯処理記号（基本記号）



②漂白処理記号（基本記号）



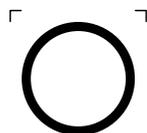
③乾燥処理記号（基本記号）



④アイロン仕上げ処理記号（基本記号）



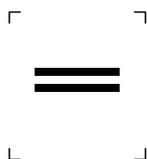
⑤商業クリーニング処理（基本記号）



⑥弱い処理記号（付加記号）

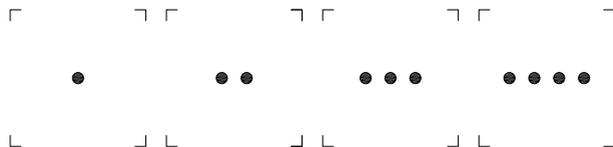


⑦非常に弱い処理記号（付加記号）

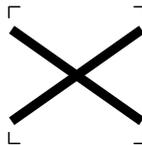


### ⑧処理温度記号（付加記号）

①の洗濯処理記号の処理温度については、摂氏の単位記号“℃”を省略した温度の数字で表示し、③乾燥処理記号及び④アイロン仕上げ処理記号の処理温度については、以下のドットで表示します（ドット数が増えると処理温度がより高いことを表します）。



### ⑨処理・操作の禁止記号（付加記号）



## (2) 洗濯表示記号の種類

洗濯表示記号は、(1)の基本記号の組合せや、組合せを基礎にした記号により表示されます。（詳細は33ページ「洗濯表示記号」を参照）。

### （例1 酸素系漂白の表示記号）

漂白の基本記号に斜線を加えたもの。塩素系漂白剤の使用ができないことを示します。



### （例2 ウエットクリーニングの表示記号）

商業クリーニングの基本記号にウエットを示すWの英文字を加えたもの。ウエットクリーニング処理ができることを示します。



## 2 表示方法

### (1) 記号の適用

- ・記号は、直接製品に記載するか、又はラベル（縫い付けラベルなど）に記載します。
- ・ラベルは、少なくともラベルを付ける繊維製品と同程度の家庭洗濯処理及び商業クリーニング処理に耐え得る適切な素材で作成します。
- ・ラベル並びにラベルに印字した記号及び付記用語は、容易に読み取れる大きさとし、製品の耐用期間中は判読可能でなければなりません。
- ・ラベルは、消費者が簡単に分かる箇所に見やすく、縫い目などに隠れず、かつ、しっかりと容易に取れない方法で繊維製品に取り付けなければなりません。

### (2) 記号の使用

- ・処理記号は、洗濯、漂白、乾燥、アイロン仕上げ、商業クリーニングの順に並べます。
- ・1個以上の乾燥処理記号又は1個以上の商業クリーニング記号が必要な場合は、洗濯、漂白、タンブル乾燥、自然乾燥、アイロン仕上げ、ドライクリーニング及びウエットクリーニングの順に並べます。
- ・この規格で規定されている5個の基本記号のいずれかが記載されていないときには、その記号によって意味している全ての処理が可能とします。
- ・記号によって表示される処理は、特別な指示がある場合を除き、その繊維製品の全体に適用されます。

### (3) 付記用語等の表示（任意表示）

洗濯表示記号で表すことのできない取扱方法に関する情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語（付記用語）や文章で表示することができます（事業者の任意表示）。

考えられる付記用語の例：

「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」「飾り部分アイロン禁止」など

# 洗濯表示記号

表1 洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
170		・液温は70℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
160		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
161		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
150		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
151		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
140		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
141		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
142		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
130		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
131		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
132		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
110		・液温は40℃を限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表2 漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

表3 タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥ができる(排気温度上限80℃)
310		・低い温度でのタンブル乾燥ができる(排気温度上限60℃)
300		・タンブル乾燥禁止

表4 自然乾燥

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表5 アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

表6 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
620		・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621		・パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610		・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611		・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表7 ウエットクリーニング※

番号	記号	記号の意味
710		・ウエットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
700		・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

## 付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)

考えられる付記用語の例：「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」など

# 東京都消費生活条例（抜粋）

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、都民の消費生活に関し、東京都（以下「都」という。）が実施する施策について必要な事項を定め、都民の自主的な努力と相まって、次に掲げる消費者の権利（以下「消費者の権利」という。）を確立し、もって都民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とする。

- 一 消費生活において、商品又はサービスによって、生命及び健康を侵されない権利
- 二 消費生活において、商品又はサービスを適切に選択し、適正に使用又は利用をするため、適正な表示を行わせる権利
- 三 消費生活において、商品又はサービスについて、不当な取引条件を強制されず、不適正な取引行為を行わせない権利
- 四 消費生活において、事業者によって不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利
- 五 消費生活を営むために必要な情報を速やかに提供される権利
- 六 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育を受ける権利

## 第3章 表示、包装及び計量の適正化

（表示等の調査）

第15条 知事は、必要と認める商品又はサービスについて、その表示、包装又は計量の実態等につき必要な調査を行うものとする。

2 知事は、消費者の商品又はサービスの適切な購入、適正な使用若しくは利用又は消費生活上の被害の防止のため必要があると認めるときは、前項の規定による調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

（品質等の表示）

第16条 知事は、消費者が商品を購入するに当たりその内容を容易に識別し、かつ、適正に使用するため必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、商品ごとに、その成分、性能、使用方法、供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他の表示すべき事項、表示の方法その他表示に際し事業者が

守るべき事項（以下「商品表示事項等」という。）を指定することができる。

- 2 知事は、消費者がサービスを購入するに当たりその内容若しくは取引条件を容易に識別し、かつ、適正に利用し、又は消費者の被害を防止するため必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、サービスごとに、その具体的内容、取引条件、提供する事業者の住所及び氏名又は名称その他の表示すべき事項、表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項（以下「サービス表示事項等」という。）を指定することができる。
- 3 知事は、商品又はサービスが自動販売機その他これに類似する機械により供給される場合において、消費者がその商品又はサービスの内容及び取引条件を識別するため必要があると認めるときは、商品又はサービスごとに、商品表示事項等又はサービス表示事項等を指定することができる。
- 4 事業者は、商品又はサービスを提供するに当たり、前3項の規定により指定された商品表示事項等又はサービス表示事項等を守らなければならない。

## 第9章 東京都消費生活対策審議会

（東京都消費生活対策審議会）

第45条 都民の消費生活の安定と向上に関する基本的事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都消費生活対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 知事は、次に掲げる場合には、審議会に諮問しなければならない。

- 一 第10条第2項の規定による認定をしようとするとき。
- 二 第14条第1項、第16条第1項から第3項まで又は第17条第1項の規定による指定を行う商品若しくはサービスを選定し、又はその解除をしようとするとき。

## 第10章 調査、勧告、公表等

（立入調査等）

第46条 知事は、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第19条まで、第22条、第26条及び第51条第1項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、その職員をして、事業者の事務所、事業所その

他その事業を行う場所に立ち入って、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させ、又は第10条に定める調査及び認定並びに第12条に定める認定を行うため、必要最小限度の数量の商品又は当該事業者がサービスを提供するために使用する物若しくは当該サービスに関する資料（以下「商品等」という。）の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者又はその関係人が前項の規定による報告、商品等の提出若しくは立入調査を拒み、又は質問に対し答弁しなかったときは、事業者に対し、書面により、報告若しくは商品等の提出を要求し、又は立入調査若しくは質問に応ずべきことを要求することができる。

3 前項の書面には、要求に応じない場合においては、当該事業者の氏名又は名称その他必要な事項を公表する旨及び報告、商品等の提出、立入調査又は質問を必要とする理由を付さなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 都は、第1項及び第2項の規定により事業者から商品等を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。

6 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（告示）

第47条 知事は、第14条第1項、第16条第1項から第3項まで、第17条第1項、第18条第1項若しくは第2項若しくは第22条第1項の規定による指定をし、若しくはその変更若しくは解除をしたとき、又は第19条第2項の規定による基準の設定をし、若しくはその変更若しくは廃止をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（指導及び勧告）

第48条 知事は、第14条第2項、第16条第4項、第17条第2項、第18条第2項、第19条第3項又は第25条第2項の規定に違反をしている事業者があるときは、その者に対し、当該違反をしている事項を是正するよう指導し、及び勧告することができる。

（意見陳述の機会の付与）

第49条 知事は、第10条第3項の規定による要求又は第23条若しくは前条の規定による勧告をしようとするときは、当該要求又は勧告に係る事業者に対し、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（公表）

第50条 知事は、事業者が第10条第3項若しくは第46条第2項の規定による要求又は第12条、第23条若しくは第48条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表するものとする。

---

---

お問合せは…

東京都生活文化局消費生活部取引指導課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03-5388-3066（ダイヤルイン）

東京都の消費者行政関連情報は…

「東京暮らしWEB」 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

---

---



東京都消費生活条例に基づく品質表示（家庭用品）  
登録番号（30）75

平成31年3月発行

編集発行 新宿区西新宿2-8-1  
東京都生活文化局消費生活部取引指導課  
電話（03）5388-3066

印刷 明誠企画株式会社  
電話（042）567-6233



古紙配合率100%再生紙を使用しています  
本書は有機溶剤を含まないインキを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。